

石川県県産材利用促進条例（案）の概要

森林は、木材等の産出はもとより、県土の保全や水源のかん養、景観の維持、さらには、地球温暖化の防止や生物多様性の保全など、県民の安全で快適な暮らしを支える多面的機能を有し、県民共有の貴重な財産となっています。

本県では、県土の約7割が森林で占められており、このうち、約4割は、県木「あて」やスギをはじめとする人工林です。戦後に植林されたこれらの人工林の多くが伐採時期を迎える中、平成27年5月に本県で開催された第66回全国植樹祭では、植樹祭としては初めて「森林資源の利活用」がテーマに掲げられました。人工林を取り巻く状況は、かつての植えて育てる時代から、積極的な利活用を図る段階へと大きな転換期に差しかかっています。

一方、生活様式の変化等により、木材の需要は、かつてに比べて大きく減少しているほか、長期にわたり木材価格が低迷し、林業の採算性が悪化していることから、県産材の供給についても、十分に進んでいるとは言いがたい状況にあります。

本県の森林を健全な姿で未来の世代へ継承していくことは、我々に課せられた大きな責務です。そのためには、国の新たな取組の活用も視野に入れながら、引き続き、森林の適正な整備・保全に取り組むとともに、あらゆる方々が県産材の利用促進を通じた森づくりの重要性について、あらためて認識を深め、県産材の積極的な利用を広く推進し、森林資源の循環利用につなげていくことが大切です。

県議会では、現在、県産材の利用促進に関する多様な取組の総合的な推進を図っていくため、石川県県産材利用促進条例の制定を進めています。

第1 条例の目的

この条例は、県産材の利用促進に関する基本理念を定め、県の責務や森林所有者、林業・木材産業関係事業者（以下、「関係事業者」といいます。）、県民等の役割を明らかにするとともに、県産材の利用促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、それらの施策が総合的、計画的に推進され、森林が有する多面的機能の持続的な発揮と活力ある地域社会の実現が図られることを目的とします。

第2 基本理念

県産材の利用促進は、次の事項を基本として推進されるものとします。

- 1 森林資源の有効利用、整備・保全、循環利用につながること。
- 2 地域経済の維持、活性化につながること。
- 3 県民等の健康で快適な生活環境、事業環境等の維持、創出につながること。
- 4 森林の有する多面的機能の持続的で安定的な発揮につながること。

第3 県の責務

県は、基本理念にのっとり、自ら率先して県産材の利用促進に取り組むとともに、国、市町、森林所有者、関係事業者、県民等と緊密に連携、協力し、県産材の利用促進に関する施策を総合的、計画的に推進する責務を有するものとします。

第4 森林所有者の役割

森林所有者は、自身が所有する森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう、森林の整備・保全について、必要な措置を講ずるよう努めるものとします。

第5 関係事業者の役割

関係事業者は、県産材の効率的で安定的な供給や県産材の利用促進、新たな利活用の推進（これらのために必要となる研究開発、人材育成、技術継承等を含みます。）に積極的、継続的に取り組むよう努めるとともに、相互に連携を深め、協力するよう努めるものとします。

第6 県民等の協力

県民等は、県産材の利用促進が林業、木材産業をはじめとする地域経済の活性化につながるほか、森林の適正な整備・保全や森林資源の循環利用、森林が持つ多面的機能の維持・発揮にもつながることについて、より一層、理解や認識を深め、県産材の利用促進に関する県、市町の取組に協力するよう努めるとともに、日常生活や事業活動等において、自ら主体的、継続的に県産材の利用を推進するよう努めるものとします。

第7 推進計画

知事は、県産材の利用促進に関する施策を総合的、計画的に推進するための基本的

な事項等を定めた計画（以下、「推進計画」といいます。）を策定するものとし、推進計画には、次の事項を定めるものとします。

- 1 住宅、事務所、商業施設、その他の民間建築物、公共建築物、公共土木施設、その他の工作物等における県産材の利用拡大に関すること。
- 2 合板、集成材等の木質材料や木質バイオマス等への加工、活用など、県産材の有効利用に関すること。
- 3 県産材の新たな用途の開発や普及に関すること。
- 4 県産材の利用を促進するために必要な人材の育成に関すること。
- 5 県内外における県産材の需要や販路の拡大に関すること。
- 6 県民等が県産材に親しみ、森林環境等について理解を深められる機会の提供やそれらにつながる取組の普及に関すること。

知事は、推進計画を策定する際には、市町、森林所有者、関係事業者、県民等の意見が適切に反映されるよう、必要な措置をとるほか、推進計画が策定された場合には、遅滞なく公表するものとします。

第8 県産材利用推進月間

県は、県産材の利用促進への関心や理解が一層深まり、県産材の利用を積極的に推進する意欲が高まるよう、10月を「県産材利用推進月間」とします。

第9 表彰

県は、県産材の利用促進に大きな功績があった者や特に優れた取組を講じた者の表彰に努めるものとします。

第10 財政上の措置

県は、県産材の利用促進に関する施策を着実に、速やかに実施するため、必要な財政上の措置をとるよう努めるものとします。

第11 施策の実施状況の公表

知事は、毎年、県産材の利用促進に関する施策の実施状況を公表するものとします。